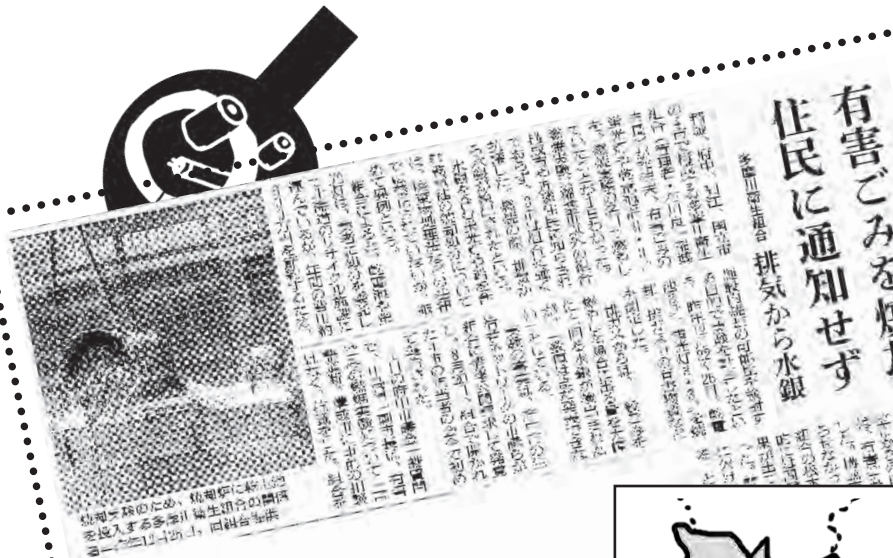


朝日新聞  
2010.9.2



# 多摩川衛生組合による 有害ごみ（乾電池・蛍光管）の 焼却「実験」について

## 「実験」発覚のきっかけ

多摩川衛生組合（以下、衛生組合。稲城市にあり、管理者は石川稲城市長。構成市は稲城市、府中市、柏江市、国立市）で、昨年12月22日から25日までの4日間で、なんと乾電池3ト（ドラム缶9本分）、蛍光管3.3トという膨大な量を燃やす「実験」をしていたことが発覚しました。このことを私は9月1日の府中市議会一般質問で取り上げ、ほかの構成市の議会でも生活者ネットが一般質問したことで新聞報道も続き、広く知られる問題になりました。

露見したきっかけは、5月に私が昨年度の月ごとのスラグ生産量の資料を衛生組合に情報公開で求めたのですが、その備考欄に書かれていた「有害ごみ焼却試験実施（乾電池・蛍光灯）」の一文でした。その後7月に東京23区内の4つの清掃工場で、相次いで水銀濃度が自主規制値を超えたために焼却を停止した事件が起き「ならばこれも規模によっては事件ではないか」と感じたわけです。

前田弘子  
府中市議会議員  
(生活者ネットワーク)

## 衛生組合の説明

一方で、衛生組合では6月15日に塩酸漏洩事故を起こし、7月31日までごみ焼却を停止しました。その事故の原因として日常の運転管理の問題もあると考え、情報公開で得られた資料を元に8月に衛生組合と話し合いをしました。その席でこの実験についても説明を求めましたが、衛生組合はまったく悪びれることなく、実験方法の資料、現場の状況写真を用意して説明し「焼却は法的には問題はないので、リサイクルにかかる処理費の削減のために検討できないか考えた」と言明しました。

しかも実験は稲城市以外の3市の担当者にはまったく知らされず計画が起案され、実施されていました。「焼却しても問題ないと分かっていたら、4市に焼却処理を提案するつもりだったので、報告はその時でよいと考えていた」と言いましたから、露見しなければすでに提案されていたかもしれません。

見せてくれた写真には、防塵マスクをつけた労働者が乾電池や破碎された蛍光管をドラム缶から焼却炉入り口（ホッパー）に直接投入している様子や、事前に蛍光管を集め保管していた様子などが写っていましたが、説明の態度からは問題になる実験であるという意識が感じられませんでした。

## 使われたのは稲城市と狛江市の「有害ごみ」

その後、情報公開で得た「起案書」の記述によれば、実験の目的は稲城市の「有害ごみ」の運搬・処理にかかる年間600万円に上る高額な委託経費を削減するためとしています。実験に使われたのは、稲城市と狛江市から集められた蛍光管と乾電池です。衛生組合の敷地内には、稲城市と狛江市からの不燃・粗大ごみ処理施設が併設されており、そこに保管されていたものです。

現在、構成4市は、乾電池・蛍光管など水銀を含むものは「有害ごみ」として別途収集・保管し、貯まったら専門のリサイクル業者に処理委託しています。（今年度は4市とも北海道北見市の野村興産（株）イトム力鋳業所でした）

その処理方法をルールとしていた理由は、水銀

だけでなく、重金属や発癌物質も含まれており、労働者の安全への配慮があったはずですが、しかし法的な定めがないのも事実です。

しかも、衛生組合には23区のような水銀の自主規制値もなく、連続測定器も設置されていません。そこで何を燃やしても大丈夫だという意識があったのでしょうか。それらを燃やすことで引き起こされる炉の損傷の費用負担だけでなく、周辺の環境汚染も考慮されていないといえます。

## 府中市の答弁とその後

9月1日の府中市議会一般質問では「構成市の了承を取らず、管理者の稲城市長の独断で行なわれたものである。衛生組合は4市の分担金で成り立つ施設であり、こんなやり方は認められない」と、府中市の見解を質しました。市も「まことに遺憾。嚴重に抗議した。今後は焼却が提案されても認めない」と答弁しました。

その後、日の出町にも問題が波及しました。同町にあるエコセメント工場に、衛生組合の焼却後の飛灰は持ち込まれていますが、エコセメント工場を運営する東京たま広域資源循環組合の管理者でもある石川稲城市長に、日の出町議会が「約束違反」と抗議しました。このような事態の責任を取るとして、石川稲城市長が、2つの組合の管理者辞任を表明しています。（10月20日の新聞報道では「拙速だった」ことが理由だそうです）

## 管理者交代では解決しない問題

衛生組合には、構成各市からごみ処理費用として多くの税金が使われています。今後も衛生組合の運転管理体制は管理者の交代によって収めることなく監視を続けなければいけません。しかし今回の事態の本当の問題は何か？ 有害な水銀を含むごみの回収処理が自治体の負担（重荷）となっている現状、水銀の規制が甘く、燃やすこともできると考えていた現状が浮かび上がりました。有害ごみの回収処理の責任を生産者が負うことや、水銀の大気汚染対策を国に求めるなど、根本的対策の必要性を今回の事態で痛感しています。